二　前号に規定する届出に係る法第二十七条の三十の二に規定する電子開示手続（法第二十七条の三十の四の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）の提出により当該手続を行った場合を含む。）を行うために使用した法第二十七条の三十の二に規定する開示用電子情報処理組織のうち当該電子開示手続によりファイルに記録された事項と同一の事項の公衆の縦覧に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であって、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧することができるもの

三　当該新投資口予約権証券の発行に関する問合せを受けるための発行者の連絡先

第十五条第十五号中「有価証券の」を「特定有価証券の」に、「掲げる事項」を「定める事項」に改め、同条第十六号中「掲げる事項」を「定める事項」に改める。

第十五条の二第一項第一号イ中「以下この項及び第十六条の二第一項」に改める。

第十六条第二号イ中「第5」を「第4」に改める。

第十七条第一項中「法第十五条第五項」を「特定有価証券に係る法第十五条第五項」に改め、同項第二号中「有価証券」を「特定有価証券」に改め、同項第三号中「その代理人）及びその有価証券」を「第九条の規定により当該発行者を代理する権限を有する者）及びその特定有価証券」に、「その有価証券」を「当該特定有価証券」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（新株予約権証券に準ずる有価証券等）

第十七条の二　法第二十一条第四項第三号（法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる特定有価証券とする。

一　新株予約権付社債券

二　外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの

三　新投資口予約権証券

四　外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券

2　法第二十一条第四項第三号に規定する内閣府令で定める権利は、次に掲げるものとする。

一　外国の者に対する権利で新株予約権の性質を有するもの

二　新投資口予約権

三　外国投資法人に対する権利で新投資口予約権の性質を有するもの

第十八条第一項中「有価証券の募集」を「特定有価証券の募集」に改め、同項に次の二号を加える。

五　特定有価証券信託受益証券（前各号に掲げる特定有価証券を受託有価証券とするものに限る。）当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、前各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

六　特定預託証券（第一号から第四号までに掲げる特定有価証券に係る権利を表示するものに限る。）当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第四号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

第十八条第二項中「受ける有価証券」を「受ける特定有価証券」に改め、同項各号を次のように改める。

一　投資法人債券であって投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債を表示するもの（以下「短期投資法人債券」という。）第十五号の三様式

二　外国投資法人債券であって第十八条の七の二に規定する短期外債（外国投資証券に表示されるべき権利であって社債等振替法第百十六条に規定する振替投資法人債に類するものに限る。）に係るもの　第十六号の三様式

第十八条の二第一項各号列記以外の部分中「掲げる書類」を「定める書類」に改め、同項第一号ハ中「以後次」の下に「の(1)又は(2)」を加え、「次の」を「当該」に改め、同項第二号イ中「ニ」を「ハ」に改め、同号中ニをホとし、ハをニとし、同号ロ中「以下この号及び次項」を「ニ及び次項第二号ロ」に改め、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　外国投資法人の目的及び基本的性格並びに主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

第十八条の二第一項第四号ロ中「からニまで」を「及びホ」に改め、同号に次のように加える。

ハ　当該発行登録書に記載された当該発行者（当該発行登録書を提出する特定外国資産流動化証券の発行者をいう。ニ及び次項第四号ロにおいて同じ。）の代表者が当該発行登録に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ニ　当該発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録に関する一切の行為につき、当該発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

第十八条の二第二項第一号中「当該特定有価証券」を「当該発行登録書に係る特定有価証券」に改め、同項第二号ハ中「当該特定有価証券」を「当該発行登録書に係る特定有価証券」に改め、同項第四号イ中「掲げる」を「定める」に改め、同号ロ中「ロ及びハ」を「ハ」に改め、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　当該発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録書に係る発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき、当該発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

第十八条の二第三項中「掲げる」を「定める」に改める。

第十八条の三第二項に次の二号を加える。

五　特定有価証券信託受益証券（前各号に掲げる特定有価証券を受託有価証券とするものに限る。）当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、前各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

六　特定預託証券（第一号から第四号までに掲げる特定有価証券に係る権利を表示するものに限る。）当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第四号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

第十八条の三第三項中「法」を「特定有価証券に係る法」に改める。

第十八条の四中「法第二十三条の六第一項」を「特定有価証券に係る法第二十三条の六第一項」に改める。

第十八条の五中「規定により」の下に「特定有価証券の」を加え、同条に次の二号を加える。

五　特定有価証券信託受益証券（前各号に掲げる特定有価証券を受託有価証券とするものに限る。）当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、前各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

六　特定預託証券（第一号から第四号までに掲げる特定有価証券に係る権利を表示するものに限る。）当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第四号までに掲げる特定有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

第十八条の七中「法第二十三条の八第一項ただし書」を「特定有価証券に係る法第二十三条の八第一項ただし書」に改め、「以外の」の下に「特定有価証券の」を加える。

第十八条の七の二中「令第三条の二の二第四号」を「特定有価証券に係る令第三条の二の二第四号」に改め、「規定する振替外債（」の下に「同条に規定する振替社債、社債等振替法第百十七条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号イからニまでを除く。）に規定する振替社債、」を加え、「資産流動化法に規定する特定社債、社債等振替法第百十五条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号イからニまでを除く。）に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債及び同法に規定する外国投資証券で投資法人債券に類する証券に表示されるべき権利」を「振替特定社債又は社債等振替法第百十六条に規定する振替投資法人債」に改め、「この条において」を削り、「第二十一条において」を「以下」に改める。